

2025年7月25日

お客様各位

建築検査機構株式会社
代表取締役 弥勒 良晴

相談業務について

平素は弊社をご愛顧いただき誠にありがとうございます

本年4月の法改正施行以降、個別案件における業務量増加のため、確認審査業務にこれまでより長い審査時間を要しております。

これに加え、濃淡様々な内容の建築相談も毎日多数寄せられており、ご申請いただいた物件の審査業務に支障をきたし始めております。

つきましては、当面の間、相談業務を下記の通りに変更いたします。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、これ以上確認審査業務が滞らないためにも、ご理解、ご協力をお願いいたします

記

- ホームページからの法解釈相談を停止し、ご来社による窓口での対面のみとします
- 窓口相談は完全予約制です
- 平日の13時～15時までの一組あたり15分程度とします
- ご予約はお電話により行ってください
- 事前に相談内容とご自身の解釈を整理した上でお越しください
- 電話、FAXによる相談は引き続き受付できません

上記措置については本日から開始させていただきます。本日までにホームページで頂戴しておりますご質問には順次回答して参ります。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、適正な確認審査業務の遂行にご理解・ご協力をお願い致します。

以上